

古 監 委 第 23 号
令和8年10月23日

古河市長 針 谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 久 保 光 夫

同 園 部 増 治

令和8年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和 8 年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果報告書

第 1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和 2 年古河市監査委員告示第 1 号）に準拠し監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（指定管理者監査）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者に対する監査

3 監査の対象

（1）公の施設 道の駅「まくらがの里こが」

（2）所 管 課 産業部 産業戦略課

（3）対象団体 ダイナック・三井物産フォーサイト共同グループ

4 監査の範囲

令和 7 年度に執行された「道の駅 まくらがの里こが」の管理に係る出納その他の事務

5 監査の実施期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 9 月 25 日（金）まで

6 監査の着眼点

公の施設の指定管理者監査

《所管課関係》

（1）公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

（2）指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

（3）管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

（4）協定書等は、必要事項が適正に記載されているか。

（5）管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

（6）事業報告書の点検は適切になされているか。

（7）指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

（8）指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

（9）モニタリングのチェックは十分か。

（10）実地調査等を行っているか。

《指定管理者関係》

- (1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 経費削減は図られているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

7 監査の実施内容

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め書類審査を行った。また、監査委員により所管課職員及び対象団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼を置いて監査を実施した。

第2 指定管理の概要

1 指定管理施設の概要

施 設 名	所在地及び施設の概要
道の駅 まくらがの里こが（古河市道の駅 地域振興施設）	所 在 地：古河市大和田 2623 番地 施 設 内 容：直売施設、物産施設、加工施設、飲食提供施設、芝生広場、エントランス広場、多目的ホール、会議室、電気自動車用充電器、公衆便所、駐車場 建 設 年 度：平成 25 年度 施設の構造：鉄骨造、平屋建て 延べ床面積：2,288 m ²

2 対象団体の概要

名 称	ダイナック・三井物産フォーサイト共同グループ 代表社 株式会社ダイナック
設 立 年 月 日	1958年3月11日
所 在 地	東京都港区台場2丁目3番3号

役員・従業員	代表取締役	1名
	取締役会長	1名
	取締役	4名
	監査役	1名
	職 員	90名（正職員4名、パート等86名）
設 立 の 目 的	・飲食店、結婚式場、給食、貸席及び宴会の経営並びに経営の受託 ・パーティーの企画・運営・出張調理サービス ・農水畜産物、乳製品、菓子類、各種調味料の製造並びに販売 ・酒類の卸売及び小売 ・地方自治法に基づく指定管理制度による公共施設の運営受託業務	
主 な 事 業	・飲食店運営業務 ・ケータリングサービス業務 ・施設運営受託業務	

3 指定管理の状況

（１）選定方法

古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項、公募による指定管理者の候補者の選定による。

（２）指定管理期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10年）

（３）管理運営実績

	令和6年度	令和7年度
利用者数	1,092,974人	1,095,153人
売 上 高	1,223,395千円	1,308,785千円

第3 監査の結果及び意見

【結果報告】

指定管理事務について、所管課にあっては対象団体に対する指導面において、対象団体にあつては管理運営に関する業務において、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

1 所管課に関する事項（産業部 産業戦略課）

事業計画書の提出は、仕様書において「指定管理者は前年度の１月末までに次年度の事業計画書を提出すること」となっているが、期日までに提出されていなかった。また、月次業務報告書は、基本協定書第２２条（業務報告書の提出）において、「当該月の末日から起算して１０日以内に業務報告書を作成し、市へ報告しなければならない」とされているが、現状では毎月下旬に報告されていた。仕様書、基本協定書等に掲げられている報告事項については期日までに提出されたい。

2 対象団体に関する事項（ダイナック・三井物産フォーサイト共同グループ）

利用者アンケート（お客様の声）について、出入り業者等に情報提供することで、商品の品質やサービスの改善に繋がり、利用者満足度を高める効果等が期待されるため、情報共有するとともに施設の掲示等により公表されたい。

【意見】

「道の駅 まくらがの里こが」においては、利用者数及び売上高については、前年度を上回る実績となっており、指定管理者による計画的な施設運営及び事業展開を評価する。また、従業員の約９割が地元雇用となっており、地域における雇用の確保や地域経済の活性化にも大きく寄与している。今後とも良好な運営実績を維持するとともに、地域の観光、産業の拠点として一層の魅力向上に努められたい。

所管課においては、指定管理者の運営状況を適切に把握するとともに、必要な助言や指導を行い、指定管理者との連携を密にし、地域活性化及び利用者の利便性向上に資する運営が図られるよう努められたい。